(2) 中長期的な動向

●社会保障関係費・国債費は増加傾向

続いて、中長期的な視点から、歳出と歳入の推移を項目毎に見る。過去との比較にあたっては、物価水準や経済規模の違いを踏まえ、名目GDP比を用いる(第3-2-4図)。

まず、国の一般会計の歳出について、1970年からの決算額の推移を見る。

「社会保障関係費」は、「福祉元年」といわれる1973年から、①老人医療費の自己負担無料化、②公的年金に対する給付水準の大幅な引上げや標準報酬の再評価(賃金スライド制の導入)、③公的年金給付額への物価スライド制導入等の制度改正が実施され、増加している。さらに、急速な高齢化の進展を背景とした社会保険費の増加と少子化対策による社会福祉費の増加により、増加している。加えて、リーマンショック後の景気動向を映じて、生活保護受給者が急増していることも増加の一因となっている。先行きについても、一段の高齢化の進展から、年金給付、医療・介護費の増加が指摘されている(後述)。

「公共事業費」は、バブル崩壊後の景気対策で積極的に積み上げられてきた。しかし、2000年代以降、厳しい財政事情を踏まえ、「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」(2001年)や「構造改革と経済財政の中期展望」(2002年)等で公共事業費縮減と重点化・効率化の方針が示され、事業の選択と集中、入札契約制度改革、コスト縮減等の取り組みが図られてきたことから、公共事業費は縮小傾向にある。もっとも、先行きについては、インフラの老朽化が急速に進み維持管理費・更新費が増加する見込みである52ことが指摘されている。

「文教及び科学振興費」は、少子化の進展に伴って教育投資は減少している一方、研究開発費への資源投入の増加による科学振興費の増加から、横這いで推移している。子ども1人当たりの国や地方の教育への支出割合は、他の先進国と遜色ない水準にある。

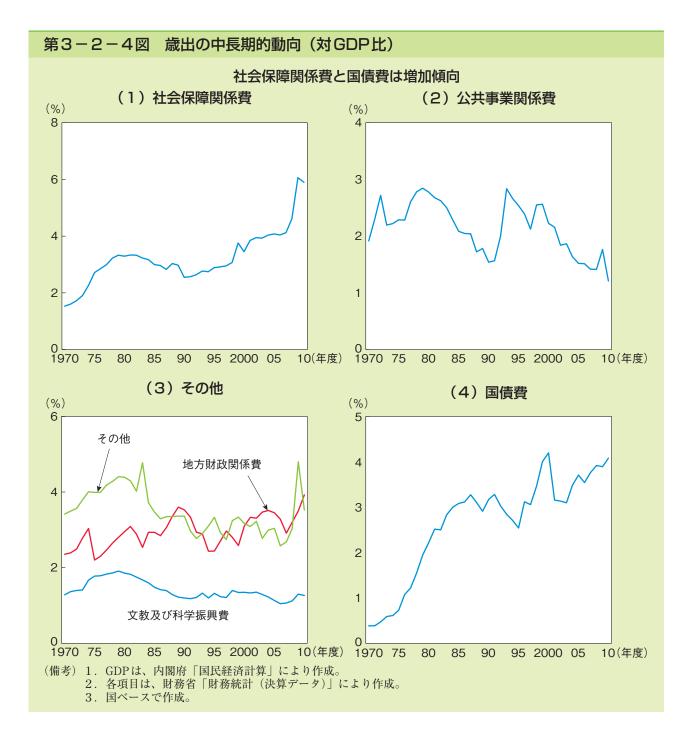
「地方交付税交付金等」は、高齢化を背景とした社会保障関連補助金の増加から地方財源が不足したため、拡大傾向にあったが、2004年度の三位一体改革による国から地方への財源移譲⁵³により、減少に転じた。近年では、リーマンショックや震災から、地方税の大幅な落ち込みが見込まれるなか、地方の財源不足の補填のため、増加している。

「その他」は、深刻な財政状況を映じて公務員人件費が減少傾向にある一方、2009年度に、 リーマンショックを受けた景気対策のための中小企業支援や太陽光発電導入支援⁵⁴等から、増加している。

⁽⁵²⁾ 国土交通省「平成21年度国土交通白書」。

⁽⁵³⁾ 国・地方の「三位一体の改革」の一環として行われたもの。所得税から個人住民税への3兆円規模の税源移譲が 行われ(2007年分所得税、2007年度分個人住民税から)、2006年分は所得譲与税で措置。

⁽⁵⁴⁾ 太陽光をはじめとする新エネ・省エネ技術の普及を急加速するため、「スクール・ニューディール」構想、太陽光 発電の導入抜本加速(2020年頃に20倍程度に)を図る。



「国債費」は、「債務償還費」と「利払費」からなるが、いずれも政府債務残高増加の影響を受けるものである。政府債務残高が増加したのは、1990年代には公共事業関係費の増加が主因となっていたが、近年では、高齢化の進行等に伴う社会保障関係費の増加や、景気の低迷や累次の減税等による税収の減少などによるものであり、国債費はこうした要因によって増加傾向にある。国債費が一般歳出に占める割合が高くなっており、結果として、財政が硬直的になっている(財政の自由度が失われている)。

こうしたことから、社会保障関係費の規模の増大が、我が国の財政を圧迫しており、先行き についても懸念すべき課題であることが分かる。

●国際比較の点では、我が国の歳出は低い水準

我が国の歳出(一般政府)の特徴を名目GDP比で国際比較する⁵⁵(第3-2-5図)。

我が国の歳出規模は、アメリカと同程度であり、先進国の中では低い水準となっている。た だし、近年では、高齢化により社会保障費が増加していることから、他国との差は縮まりつつ ある。

やや仔細に見ると、社会保障費は、他の先進国でも高齢化が進展していることから、我が国 同様に増加傾向にある。その中でも、我が国の高齢化のスピードは最も速いことから、社会保 障費の増加は顕著で、英国に近い水準になってきている(OECD諸国28国中18位<2009年 >)。他方、公共事業関係費は、2000年代以前は、高水準にあったが、近年では、先進国と同 水準まで減少している。

こうしたことから、我が国の歳出は、社会保障費以外の支出は相対的に低水準である (OECD諸国28国中最下位<2009年>)が、社会保障費の支出は相対的に中程度の水準になっ ていることが特徴である。

●所得税収・法人税収は減少傾向

次に、国の一般会計の歳入について、1970年からの決算額の推移を見る(第3-2-6図)。 「所得税収」は、バブル崩壊以降、ほぼ一貫して減少傾向にあり、近年ではリーマンショッ クの影響も受け、2010年度は1990年度からほぼ半減している。こうした背景を分析する際に は、所得税収を①利子等の分離課税分、②給与等の総合課税分、に分けて見ることが重要であ る。1990年度の所得税収は26.0兆円(うち①10.7兆円、②15.3兆円)となっている一方で、 2010年度の所得税収は13.0兆円(うち①2.7兆円、②10.3兆円)であり、分離課税分の減少が 大きい。これは、バブル期に高騰していた金利や地価等が低下したことなどによる。また、給 与等の総合課税分の減少要因としては、景気低迷のほか、1994年秋の税制改革による累進構 造の緩和等を含む制度減税56、2004年度以降の地方への段階的な3兆円の税源移譲による税率 構造の改正等が行われたことも一因である。

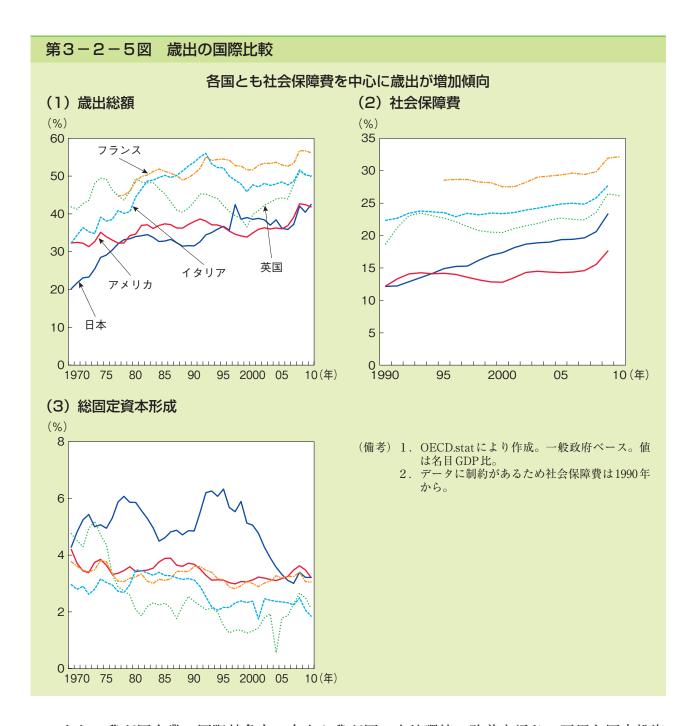
「法人税収」についても、バブル崩壊以降、ほぼ一貫して減少傾向にあり、近年ではリーマ ンショックの影響も受け、2010年度は1990年度からほぼ半減している。こうした背景には、 ①景気低迷による企業収益の動向や、②1998年、1999年の2度にわたる法人税率の引下げ57、 ③企業の業績が回復して利益が出た後も過去の欠損金を繰り越して控除できる繰越欠損金5%の 控除制度の適用額の増加、などがある。法人税収の振れは大きく、景気変動に左右されやす

⁽⁵⁵⁾ ここでは、SNAベースで見る。 注

^{(56) 1997}年4月1日の消費税率引き上げは、1994年11月に成立した税制改革関連法によって行われた税制改革の一環。 所得税・住民税減税の実施も盛り込まれ、制度減税3.5兆円、特別減税2.0兆円が1995年に実施。前者は恒久的な 制度変更であった一方、後者は、当初1年で終了するはずであったが、その後1年延長され1996年で終了した。

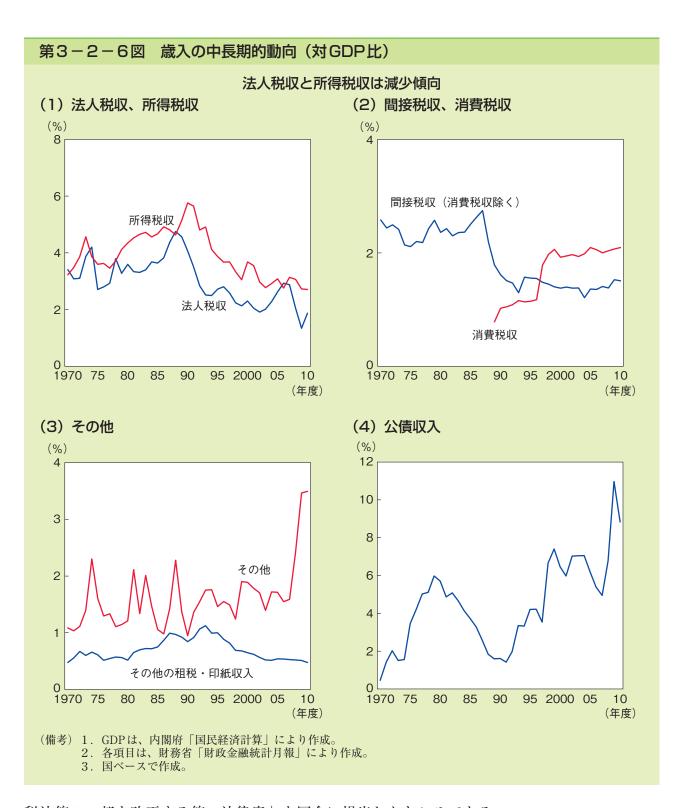
⁽⁵⁷⁾ 企業活力と国際競争力を維持し、経済構造改革を推進する観点から、1998年度には法人税の基本税率を37.5%か

ら34.5%へ引下げ、1999年度には34.5%から30.0%へと引き下げられた。 (58) ある事業年度に生じた欠損金額は最長9年間(2011年度改正により、7年から延長)繰り越して、翌期以降に生じ た所得金額の80%相当額と相殺することが可能である。



い。なお、我が国企業の国際競争力の向上や我が国の立地環境の改善を通じ、雇用と国内投資の拡大を図る観点から、2011年度の税制改正により、法人実効税率は、40.69%から35.64%まで引き下げられ、アメリカよりも低く(カリフォルニア州40.75%)、フランスと同水準(33.33%)となった。

「消費税収」は、1989年の消費税導入(3%)後、1997年の消費税率の5%引上げ(国税4%、地方税1%)から増加している。他方、「間接税収(たばこ税等)」は、消費税導入以降ほぼ横這いで推移している。先行きについては、「社会保障と税の一体改革」の一環として、消費税率の引上げ(2014年4月8%(国税6.3%、地方税1.7%)、2015年10月10%(国税7.8%、地方税2.2%))を含む「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費



税法等の一部を改正する等の法律案」を国会に提出したところである。

「その他(相続税等)」は、リーマンショック以降の厳しい経済情勢により税収が減少したものの、財政投融資や外国為替資金特別会計の運用収益を中心とした特別会計の剰余金からの受入れ59等により、全体として2010年度は2005年度からほぼ倍増した。

⁽⁵⁹⁾ 外国為替資金特別会計(以下「外為特会」という。)から一般会計への繰入れについては、平成22年12月に公表した剰余金の一般会計繰入ルールにおいて、現行の中期財政フレームの期間(23年度予算から25年度予算まで)においては、外為特会の内部留保額を段階的に増やしていくことを目指しつつ、一般会計の財政事情に最大限配慮し、剰余金の一般会計への全額繰入も含めて検討することを定めた。

「公債収入」は、1970年代後半以降、増加している。バブル崩壊後、所得税・法人税収入が減少するなか、増加傾向にある社会保障関係費に見合う安定的な歳入項目もなく、増加している。

こうしたことから、税収は十分な安定財源となっておらず、借入れに依存した脆弱な構造になっている。また、消費税や間接税の変動は小さく、所得をベースとした税収よりも支出をベースとした税収の方が安定的になっている。

■国際比較の点では、我が国の税収は相対的に低い水準

我が国の税収(一般政府)の特徴を名目GDP比で国際比較する⁶⁰(第3-2-7図)。

我が国の税収規模は、アメリカと同程度であり、先進国の中で下から2番目の水準になっている(OECD33国中32位<2009年>)。こうした背景には、所得税と消費税が相対的に低い水準で横這いで推移する中、高い水準にあった法人税収が減少傾向にあることがある。

やや仔細に見ると、消費税は、所得税、法人税と並ぶ基幹税であるが、我が国の現行の消費税率5%は、他国の付加価値税率(標準税率)(英国20%、イタリア21%、フランス19.6%)と比較して低いことから、低水準にある。なお、アメリカについては、我が国と同水準になっている⁶¹。法人税収は、前述のとおり景気低迷と法人税率の引下げ等から、先進国との格差は縮小している。

こうしたことから、我が国の歳出と税収を合わせてみると、国際比較では、歳出(国民の受益)は低いものの、税収(国民の負担)が更に低いため、受益と負担のバランスが取れていない状況にある。

(3) 基礎的財政収支の悪化

■国の基礎的財政収支は悪化

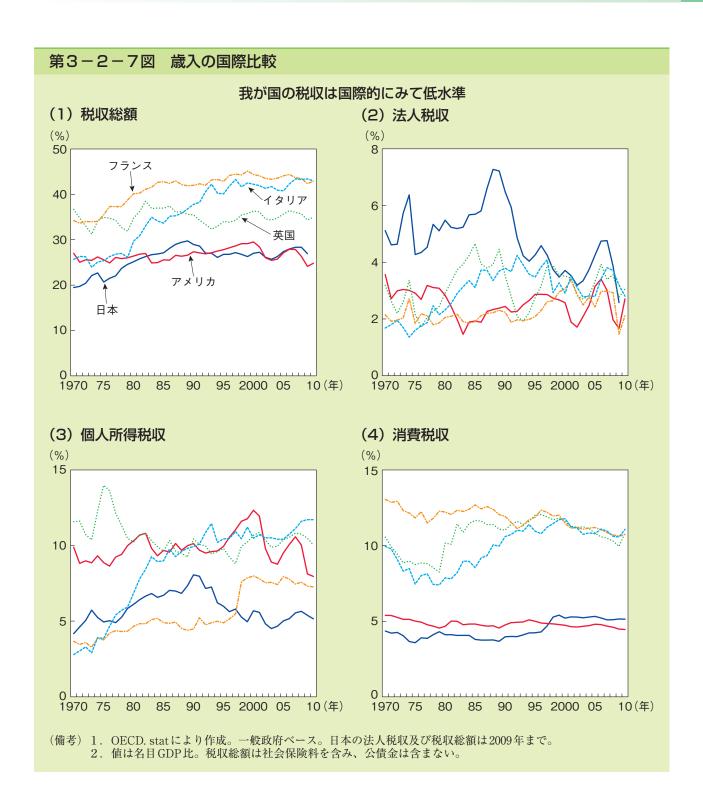
このように歳出では社会保障関係費が増加傾向にある一方で、歳入では社会保障関係費に見合う収入がなく、アンバランスが拡大している。そこで、国債発行に伴う収支を除いた基礎的財政収支(対GDP比)を見る。これは、税収入等の本来の収入で、国民のために使われるべき支出(地方交付税交付金、社会保障費、公共事業費、防衛費など)が賄われているかどうかを示すものである。基礎的財政収支が均衡している場合は、過去の借金の元利払い以外の出費は税収等で賄い新たな借金に頼らないということを意味し、ある年の新たな借金は、過去の借金の元利償還のためだけに使われることになる⁶²。

国・地方の基礎的財政収支は、2004~2007年は景気拡張を受けて一時的にマイナス幅が縮

⁽⁶⁰⁾ ここでは、SNA ベースで見る。

⁽⁶¹⁾ アメリカでは付加価値税は導入されておらず、州・郡・市により小売売上税が課されている。

⁽⁶²⁾ もし名目経済成長率と名目利子率が等しい状況が続けば、基礎的財政収支の均衡を維持することによって、債務 残高とGDPの比が現行水準に保たれ、政府債務が無限に発散してしまうことは避けられる。



小したが、バブル崩壊後の20年間、マイナスで推移している。やや仔細にみれば、地方の基礎的財政収支が0%付近で推移し良好である一方、国の基礎的財政収支がマイナスで推移しており、国・地方の基礎的財政収支の変化には、国の影響が大きい(第3-2-8図)。

地方の基礎的財政収支が良好である背景には、①リーマンショック以前の景気拡張局面における地方税の増加に伴う一般財源比率の上昇(2003年度55.3%→2009年度62.0%)や、リーマンショック後の地方交付税、交付金、補助金等の国から地方への移転の増額などから、税収・